

税理士新聞

Vol. 5

発行責任者 / 名古屋税理士会名古屋東支部

ひがし区民まつりPR誌担当

連絡先(事務局) / 名古屋市東区徳川一丁目15番30号名古屋リザンビル内

三菱東京UFJ銀行東支店3階

TEL: 052(935) 5439

URL: <http://www.tax-higashi.jp/>

支部長あいさつ



名古屋税理士会
名古屋東支部
支部長 ニノ宮 将彦

こんにちは。私たちは名古屋税理士会名古屋東支部所属の税理士です。

税金関係はもちろん、その他経営についての各種コンサルティング業務を主とした仕事として活動しています。そのかわり、地域社会に対する奉仕活動も我々税理士の使命として継続して行っております。このような活動を紹介します。このように聞の発行も今回で5回目を迎えました。

この名古屋の地においても例外なくそのおおりの影響を受けておりますが、私たち税理士も『夜明け』を信じ公私にわたり皆様のお役に立つことをモットーに、その使命の遂行に全力で取り組んでいるところです。

この新聞を手に入れた方々に、これを機会に少しでも多く税理士について知っていただき、皆様の暮らしの中の税金に関することの相談相手として、または事業を営んでおられる経営者の方々の良きパートナーとして、我々税理士が皆様にとって身近な存在であるということを感じていただけたことが、私たちの最大の喜びです。

税理士新聞は、私達の社会貢献を目指す活動を紹介する目的で発行しております。今後とも税理士の活動にご理解とご注目を賜りますようお願いいたします。

次はあなたの学校かも!?

「今日はこんなに大勢の皆さんの前で話をする事になり、少し緊張しています。がよろしく願います。」

「こんな書き出しで準備していた租税教室の原稿はまったく意味のないものでした。」

私たち税理士は、普段、税務申告や税務相談などの仕事をしている傍ら、税に対する理解を深めていただくため、地域の小学校、中学校、高等学校において租税教室を開催しています。しかし、租税教室で実際に教壇に立ち、子どもたちの前で話をする事に慣れて

租税教室を知っていますか

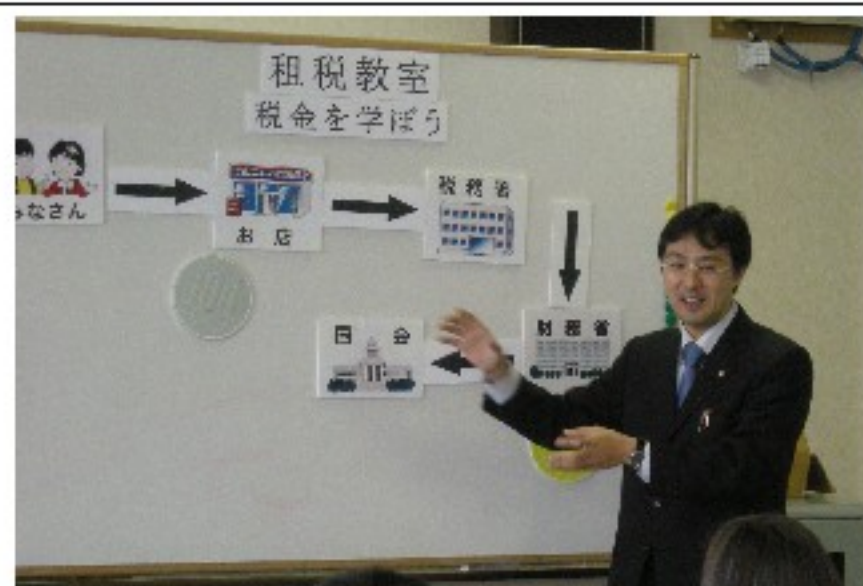
いる税理士ばかりではなく、緊張して準備していたことのほとんどが役に立たなかったという経験をした人もいます。

実際、私が担当したのは小学六年生での租税教室でしたが、四十分という時間は非常に短いものに感じられました。初めての租税教室では、準備していた授業内容をこなす事に精いっぱい、子どもたちの反応もあまり感じられない程ほど、緊張していました。二度目の教室では、授業内容はもとより、子どもたちの受け答えも重視して時間を取りながら、き、「知っている税金の種類を教えてください」という質問に対しては、多くの手があがりました。

学校の先生方からは「初めてにしては上出来でしたよ」と言っていたが、子どもたちにとって貴重な授業の一つであり、生半可なことではできないと感じました。

租税教室が終わったあとには先生や子どもたちにアンケートをお願いし、感想や要望をお聞きして

います。今後もよりよい租税教室を目指し、地域の皆様方にしっかり認知されるべく努力していきます。(N・H)



租税教室の様子

平成23年から



扶養控除が変わります



- ①子ども手当の創設にともない15歳までの扶養親族に対する扶養控除が廃止されます。
- ②高校の実質無償化にともない16～18歳の扶養親族に対する扶養控除の上乗部分が廃止されます。

具体的には・・・

父(サラリーマン) 母(収入あり、扶養親族ではない)
長男(中2) 次男(小4) の4人家族

所得税での控除額
1,140,000円→380,000円

市県民税での控除額
990,000円→330,000円



上記以外は社会保険料控除のみとして
年税額を計算してみると・・・

年収が300万円の場合

所得税額
18,600円→56,600円

市県民税額
56,300円→118,300円

年収が500万円の場合

所得税額
82,900円→144,300円

市県民税額
184,800円→246,800円

*これはあくまでも試算です。個別の状況により税額は異なります。

高校生までの扶養親族を有する方は所得に関する税負担の増加が予想されますので注意が必要です

詳しくは財務省HP等をご覧ください

みんなと税理士

税金の仕組みって難しいよね!お給料から引かれる税金。ものを買ったとき支払う税金。土地や家を建てたとき支払う税金。本などにいろいろものがあるんだね。でも、それで子供達が学校へ行けたら、町が安心して歩けたら、生活の事を考えたい。生活のための会費みたいな物だと、会費と税金って、どちらも多すぎても、少なすぎてもダメです。その時自分がいくら納めたらいいのかを、手伝い、計算してくれるのが「税理士」さん。

税金の仕組みって、生活の会費の金額から引かれる税金。ものを買ったとき支払う税金。土地や家を建てたとき支払う税金。本などにいろいろものがあるんだね。でも、それで子供達が学校へ行けたら、町が安心して歩けたら、生活の事を考えたい。生活のための会費みたいな物だと、会費と税金って、どちらも多すぎても、少なすぎてもダメです。その時自分がいくら納めたらいいのかを、手伝い、計算してくれるのが「税理士」さん。

税金の仕組みって、生活の会費の金額から引かれる税金。ものを買ったとき支払う税金。土地や家を建てたとき支払う税金。本などにいろいろものがあるんだね。でも、それで子供達が学校へ行けたら、町が安心して歩けたら、生活の事を考えたい。生活のための会費みたいな物だと、会費と税金って、どちらも多すぎても、少なすぎてもダメです。その時自分がいくら納めたらいいのかを、手伝い、計算してくれるのが「税理士」さん。



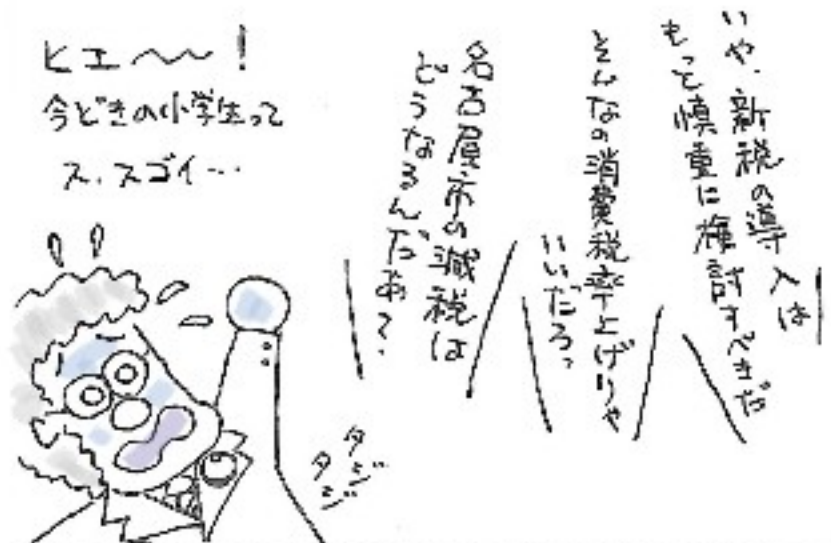
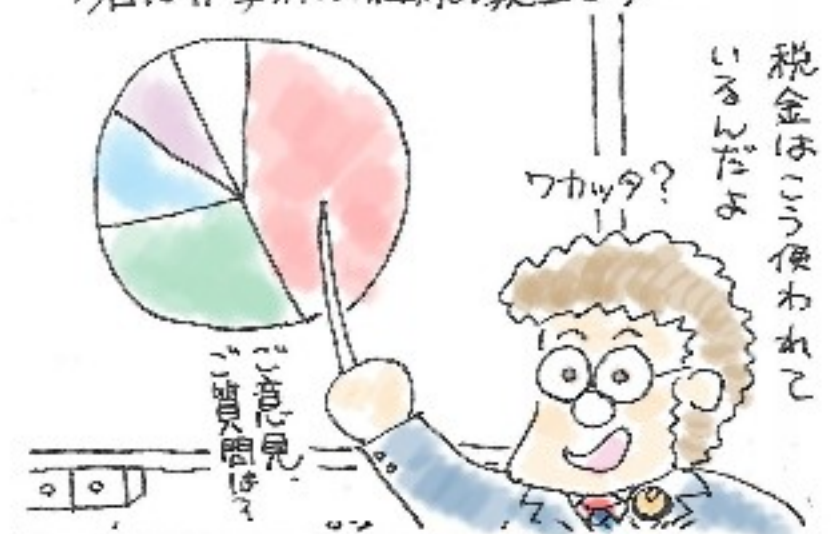
セイビット

税理士くんが行くpart5

～税理士くん講師になる！の巻～

作・絵 棚田 郁雄

今日は小学校の租税教室です……



今年新メンバーが加入した我が名古屋東支部のウクレレ隊「衣浦一番」が12：55～13：10にステージに登場します！！平成23年1月23日に行われる「夢ステージ・ひがし」への出演が決定しました！！みなさん、応援よろしくお願いしますね～(3)ノ

☆編集後記☆

多くの方に税理士の活動を知ってもらい、身近で親しい存在だと相互に実感できる情報・広報誌として税理士新聞を発行してから今回で5号目を迎えました。無料相談相談を開催したり、慣れない学校の教壇に立って租税教室をしたり、時にはウクレレ演奏をしたりと様々な活動がだんだん板についてきた様子を伝えることができたでしょうか？

今年は「GOP10」（多様な生物や生態環境を守り、その恵みを将来にわたって利用するために結ばれた生物多様性条約を結んだ国が集まる10回目の会議）が開催中ということもあり、少し関連です！内容の記事も載せてみました。多様な住民を守り育み、将来に損根を遺さない粉の活用も注目したいですね。（編集長：寺本 充）

へえ～ のコーナー (´0`)／

現在わが町名古屋ではCOP10が開催されています。

そこで！！ 私たちイーストタウン（？）の税理士の中に環境に優しい生活をしている人はいないだろうか？と探してみました！

→→→→ いました！！ 野中 隆文会員です！

『自動車』をなるべく使わず『自転車』に乗り毎日の仕事をしている税理士がわが東区内にもたくさんいますが、特筆する会員の一人に取材してきました。

私が仕事も含めて自転車を利用するようになったのは四二才の頃ですから十三年前からです。きっかけは、自転車に負けたからです。以前から自転車通勤をしている職員がいて、彼が通勤以外で仕事にも自転車を使ってもよいかと尋ねてきたので、交通事故の心配もありましたが、特に禁止する理由もないので彼の申し出を認めました。ある日、彼と一緒にクライアントを訪問した時、往きは各々の予定もあり現地で合流しました。仕事が終わわり、事務所に向かっで一緒に出発したはずの彼が、すでに事務所に戻ってきていました。なぜ自転車の方が早いのかと、ものすごくしゃべりまわりました。それがきっかけです。

自分自身の健康にも役立っていると実感しています。以前は、少しですが血圧が高いと診断され降圧剤を服用していました。特に治



療はしていませんでしたが、検査結果の中で正常値からはみ出していた項目がありました。検査結果に明らかなよい変化が見られるようになったのは五、六年前からです。最初の一、二年では何も変化はみられなかったですが、ある程度の期間継続することによって初めて効果が表れてくるものだと思っています。私の場合、特に環境とか二酸化炭素がどうのとかという観点から自転車利用を始めたわけではないんですが、十年以上続けてきた結果として周りから「環境に優しい」という評価を

頂いているわけでして、どんな小さなことでも自分自身で環境に優しいと思った事を続けることが大事だと思っています。続けることにより結果として環境に優しく自分自身の健康にもつながることだといえます。(取材N・S)

税理士のお仕事ってご存知ですか？

税理士は「納税者に代わって税務の仕事をする税の専門家」です

稅務代理

確定申告、青色申告の承認申請、税務署の更正・決定などに不服がある場合の申立て、税務調査の立会いなどについて代理をします。

税務書類の作成

確定申告書、青色申告の承認申請書、その他税務署などに提出する書類を納税者に代わって作成します。

e-Taxの代理送信

e-Taxを利用して申告する場合、税理士が納税者の依頼で代理送信することができます。この場合には、納税者本人の電子証明書は不要となります。

税務相談

税金のことで困ったとき、わからないとき、知りたいとき、相談に応じます。

會計業務

税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行、その他財務に関する業務を行います。

補佐人

税理士は、税務訴訟において納税者の正当な権利、利益の救済を援助するため、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭し、陳述します。

會計參與

税理士は、会計参与として、取締役と共同して計算関係書類を作成し、中小企業の計算書類の記載の正確さに対する信頼を高めます。

社会贡献

税理士は独立した公正な立場で、税に関する専門知識や経験を活かし社会貢献に努めています。「税を考える週間」や確定申告期間における税務支援、租税教育への積極的な取り組み、裁判所の民事・家事調停制度や成年後見制度への参画を行っています。

無料税務相談会のお知らせ

平成22年11月15日(月) 10:00～16:00
16日(火) 10:00～15:00



主催：名古屋東税務連絡協議会

